

令和6年第1回神奈川県議会定例会議案

(令和5年度 条例その他)

目 次

番 号	件 名	ページ
定県第 145 号議案	神奈川県まち・ひと・しごと創生基金条例	1
定県第 146 号議案	神奈川県公立学校情報機器整備基金条例	2
定県第 147 号議案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	3
定県第 148 号議案	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例	5
定県第 149 号議案	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例	6
定県第 150 号議案	神奈川県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例	8
定県第 151 号議案	神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例	9
定県第 152 号議案	神奈川県立武道館条例の一部を改正する条例	10
定県第 153 号議案	神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例	11
定県第 154 号議案	神奈川県安心こども基金条例の一部を改正する条例	12
定県第 155 号議案	介護保険法施行条例の一部を改正する等の条例	13
定県第 156 号議案	神奈川県立総合療育相談センター条例の一部を改正する条例	14
定県第 157 号議案	神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例	15
定県第 158 号議案	神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例	17
定県第 159 号議案	神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例	19
定県第 160 号議案	工事請負契約の締結について（県営横内団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）請負契約）	29
定県第 161 号議案	工事請負契約の締結について（県営横内団地公営住宅新築工事（1期－建築－第2工区）請負契約）	30
定県第 162 号議案	工事請負契約の締結について（県営横内団地公営住宅新築工事（1期－建築－第3工区）請負契約）	31
定県第 163 号議案	工事請負契約の締結について（県営横内団地公営住宅新築工事（1期－建築－第4工区）請負契約）	32
定県第 164 号議案	特定事業契約の変更について（体育センター等特定事業契約）	33
定県第 165 号議案	特定事業契約の変更について（自動車運転免許試験場整備等事業特定事業契約）	34
定県第 166 号議案	不動産の処分について	35
定県第 167 号議案	建設事業等に対する市町負担金について	36
定県第 168 号議案	債権の放棄について	38
定県第 169 号議案	訴訟の提起について	39

神奈川県まち・ひと・しごと創生基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、神奈川県まち・ひと・しごと創生基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県は、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に必要な経費を積み立てるため、神奈川県まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第3条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(運用)

第4条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県まち・ひと・しごと創生基金の設置、管理及び処分に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

神奈川県公立学校情報機器整備基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、神奈川県公立学校情報機器整備基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県は、初等中等教育（文部科学省設置法（平成11年法律第96号）第4条第1項第7号に規定する初等中等教育をいう。）の段階の公立学校（幼稚園を除く。）における情報機器の整備（第7条において「情報機器の整備」という。）のために国から交付される公立学校情報機器整備事業費補助金を積み立てるため、神奈川県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第3条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(運用)

第4条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、情報機器の整備に係る事業の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和11年6月30日限り、その効力を失う。
- 3 この条例の失効の際基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して国庫に納付するものとする。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県公立学校情報機器整備基金の設置、管理及び処分に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表NPO法人ぶかぶかの項、特定非営利活動法人木々の会の項、特定非営利活動法人かながわ森林インストラクターの会の項、特定非営利活動法人WE21ジャパン・伊勢原の項、特定非営利活動法人シニアライフセラピー研究所の項、特定非営利活動法人大和市サッカー協会の項及び特定非営利活動法人小田原なぎさ会の項を削り、同表特定非営利活動法人プラス保育園の項中「横浜市旭区中希望が丘102番地ジョイビル3階」を「横浜市旭区中希望が丘107番地31」に改め、同表特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹の項中「横浜市金沢区富岡東一丁目10番12号」を「横浜市磯子区磯子台21番24号」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人小田原なぎさ会	小田原市南鴨宮三丁目16番20号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
特定非営利活動法人木々の会	横浜市旭区鶴ヶ峰二丁目9番9号 第2大幸ビル301	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
NPO法人ぶかぶか	横浜市緑区霧が丘四丁目17番3号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
特定非営利活動法人かながわ森林インストラクターの会	厚木市中町二丁目13番14号サン シャインビル604号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
特定非営利活動法人大和市サッカー協会	大和市西鶴間六丁目16番6号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
特定非営利活動法人WE21ジャパン・伊勢原	伊勢原市石田670番地の7	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人プラス保育園の項及び特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正前の別表NPO法人ぶかぶかの項、特定非営利活動法人木々の会の項、特定非営利活動法人かながわ森林インストラクターの会の項、特定非営利活動法人WE21ジャパン・伊勢原の項、特定非営利活動法人シニアライフセラピー研究所の項、特定非営利活動法人大和市サッカー協会の項及び特定非営利活動法人小田原なぎさ会の項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

収入証紙に関する条例の一部を改正する 条例

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表13の項中「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料」に、「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改め、同表20の項中

「工作物に関する中間検査申請等手数料」を

「工作物に関する中間検査申請等手数料

建築物の敷地と道路との関係の制限の適用を受けない既存不適格建築物の大規模の修繕等に係る認定申請手数料

道路内における建築制限の適用を受けない既存不適格建築物の大規模の修繕等に係る認定申請手数料

改める。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表の2 手数料の表13の項の改正規定及び附則第3項の規定 公布の日から9月を超えない範囲内において規則で定める日

2 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第 号）附則第2項の規定により徴収する大麻草採取栽培者免許申請手数料は、前項第2号に掲げる規定の施行の日前においても、改正後の別表の2 手数料の表13の項の規定の例により、証紙による収入の方法により徴収する。この場合において、同項中「神奈川県手数料条例第2条」とあるのは、「神奈川県手数料条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第 号）附則第2項」とする。

3 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる手数料については、改正後の別表の2 手数料の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県建築基準条例の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中3 国際文化観光局関係の表を3 文化スポーツ観光局関係の表とする。

別表の6 健康医療局関係の表8の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に、「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同表9の項中「大麻取締法第10条第5項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者名簿の」に、「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料」に改め、同表10の項中「大麻取締法第10条第6項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者の免許証の」に、「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

別表の10 公安委員会関係の表14の2の項中「1万2,700円」を「1万4,000円」に改め、同表22の項を次のように改める。

22 削除		
-------	--	--

別表の10 公安委員会関係の表23の項中「認定証の」を「認定の」に、「警備業認定証更新申請手数料」を「警備業認定更新申請手数料」に改め、同表24の項を次のように改める。

24 削除		
-------	--	--

別表の10 公安委員会関係の表35の項から39の項までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表の6 健康医療局関係の表8の項から10の項までの改正規定及び附則第3項の規定 公布の日から9月を超えない範囲内において規則で定める日

(経過措置)

2 知事は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）附則第6条の規定に基づく同法第1条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定の例による大麻草採取栽培者の免許の申請があったときは、前項第2号に掲げる規定の施行の前日においても、改正後の別表の6 健康医療局関係の表8の項の規定の例により大麻草採取栽培者免許申請手数料を徴収する。この場合において、同項中「大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく」とあるのは、「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）附則第6条の規定に基づく同法第1条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23

年法律第124号) 第5条第1項の規定の例による」とする。

- 3 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前的大麻取締法(昭和23年法律第124号) 第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更及び同条第6項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

(収入証紙に関する条例の一部改正)

- 4 収入証紙に関する条例(昭和39年神奈川県条例第76号)の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表29の項中「警備業認定証再交付手数料」を削り、「警備業認定証更新申請手数料」を「警備業認定更新申請手数料」に改め、「警備業認定証書換え手数料」、「自動車運転代行業認定証再交付手数料」、「自動車運転代行業認定証書換え手数料」、「探偵業開始届出証明書交付手数料」、「探偵業変更届出証明書交付手数料」及び「探偵業届出証明書再交付手数料」を削る。

(神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(令和4年神奈川県条例第85号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「改正後の別表の3 国際文化観光局関係の表」を「別表の3 文化スポーツ観光局関係の表」に改める。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県消防法関係手数料条例の一部を 改正する条例

神奈川県消防法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表9の項(1)中「6,600円」を「7,200円」に改め、同項(2)中「4,600円」を「5,300円」に改め、同項(3)中「3,700円」を「4,200円」に改め、同表10の項中「4,700円」を「5,300円」に改め、同表15の項(1)中「5,700円」を「6,600円」に改め、同項(2)中「3,800円」を「4,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年5月1日から施行する。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物取扱者試験手数料等の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例 の一部を改正する条例

神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表1の項(2)中「金額」の次に「(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円)」を加え、同表5の項中「(昭和42年法律第149号)」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、高圧ガス製造許可申請手数料の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県立武道館条例の一部を改正する 条例

神奈川県立武道館条例（昭和57年神奈川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の1 施設利用料金の表を次のように改める。

1 施設利用料金

区分		利用料金の上限額			
		午前9時から 午後9時まで	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
柔道場 剣道場		3分の1面につき 7,200円	3分の1面につき 2,500円	3分の1面につき 3,200円	3分の1面につき 2,500円
小道場	全面	8,800円	3,200円	4,000円	3,200円
	半面	4,400円	1,600円	2,000円	1,600円
弓道場	全面	14,300円	5,300円	6,300円	5,300円
	半面	7,200円	2,600円	3,200円	2,600円
会議室	大会議室	1時間につき			290円
	小会議室	同			150円

別表の2 照明設備利用料金の表中「1試合場」を「3分の1面」に、「12人立」を「全面」に、「6人立」を「半面」に改める。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 神奈川県立武道館条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立武道館の利用に係る利用料金について、改正後の別表の規定の例により、神奈川県立武道館条例第12条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。
- 前項の場合において、当該承認を得た日の翌日からこの条例の施行の日の前日までの間に同項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事の承認を得た額とする。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

武道館の柔道場等について、利用料金の上限額の改定を行うなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例

神奈川県漁港管理条例（昭和44年神奈川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第3条第1項第1号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律（以下「法」という。）」に改める。

第7条第1項中「漁港漁場整備法」を「法」に改める。

第12条第2項中「漁港漁場整備法」を「法」に、「又は占用の」を「若しくは占用の」に改め、「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

漁港漁場整備法の一部改正により、漁港施設等活用事業制度が創設されたことに伴い、占用料等の徴収対象を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県安心こども基金条例の一部を 改正する条例

神奈川県安心こども基金条例（平成21年神奈川県条例第6号）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「令和6年6月30日」を「令和7年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

神奈川県安心こども基金条例の有効期限を延長するため、所要の改正をしたいので提案するもの
あります。

介護保険法施行条例の一部を改正する等の条例

(介護保険法施行条例の一部改正)

第1条 介護保険法施行条例（平成12年神奈川県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表23の項中(21)を削り、同表中24の項を削り、25の項を24の項とし、26の項を25の項とする。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

第2条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第19号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(収入証紙に関する条例の一部改正)

2 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表11の項中「指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料」を削る。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

健康保険法等の一部改正に伴う経過措置期間の終了により指定介護療養型医療施設が廃止されることに伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止するとともに、指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料等を削除するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県立総合療育相談センター条例の 一部を改正する条例

神奈川県立総合療育相談センター条例（平成7年神奈川県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表金額の欄中「当該診療に食事療養が含まれるときは、当該額及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額の合計額。」を削り、「健康保険診療費等」を「健康保険診療費」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に開始した診療に係る使用料については、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

総合療育相談センターの入院診療のための病床を廃止することに伴い、診療等の使用料及び手数料の徴収に係る規定から入院診療に関する事項を削除するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部 を改正する条例

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第18条第1項第1号」を「第14条第1項第1号」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「ふぐ加工製品」を「ふぐの処理がされたもの」に改め、「食品衛生法」の次に「（昭和22年法律第233号）」を加え、同号を同条第2号とし、同条第4号中「この号及び第17条第1号において」を削り、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とし、第6号を削る。

第3条第1項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、第8条の規定により認証を受けた営業の施設（以下「認証施設」という。）において、ふぐ包丁師の立会いの下にその指示を受けてふぐの取扱いを行う場合は、この限りでない。

第4条第2号を次のように改める。

(2) 他の都道府県知事等が行うふぐの取扱いに関する試験のうち、知事が適当と認める試験に合格し、他の都道府県知事等の免許等を受けている者であること。

第6条第2号中「第23条第2項」を「第21条第2項」に改める。

第11条ただし書を削る。

第14条から第17条までを削る。

第18条第2項中「及びふぐ加工製品取扱者」及び「又は届出済書」を削り、同条第4項を削り、同条を第14条とする。

第19条第1項中「失そうの」を「失踪の」に、「失そう宣告」を「失踪宣告」に改め、同条第2項中「第22条の3又は第23条第2項」を「第20条又は第21条第2項」に改め、同条を第15条とする。

第20条の見出し中「等」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項の認証書又は届出済書」を「前項の認証書」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第16条とする。

第21条第1項中「、ふぐ加工製品取扱者」、「、ふぐ加工製品の取扱い等をする施設」及び「若しくはふぐ加工製品の取扱い等」を削り、同条を第17条とする。

第22条第1号中「1万5,530円」を「1万8,000円」に改め、同条を第18条とする。

第22条の2の見出し中「又はふぐ加工製品取扱者」を削り、同条第1項中「若しくはふぐ加工製品取扱者」、「若しくは業」、「又は業」及び「又はふぐ加工製品取扱者」を削り、同条第2項中「又はふぐ加工製品取扱者」を削り、同条を第19条とする。

第22条の3中「第6条第1号に該当するに至つた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、「第4条の」の次に「知事の」を加え、同条に次の各号を加える。

(1) 第4条第2号の免許等が他の都道府県知事等により取り消されたとき。

(2) 第6条第1号に該当するに至つたとき。

第22条の3の前の見出しを削り、同条を第20条とし、同条の前に見出しとして「（行政処分）」を付する。

第23条第1項第2号中「、第13条第1項又は第17条」を「又は第13条第1項」に改め、同項第3号中「第18条（第3項を除く。）」を「第14条第1項又は第2項」に改め、同条第2項中「第4条の」の次に

「知事の」を加え、同項第4号中「第18条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条第3項を削り、同条を第21条とする。

第24条第2項を削り、同条第3項中「第21条第1項」を「第17条第1項」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第22条とする。

第25条を第23条とし、第26条を第24条とし、第27条を第25条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に改正前の神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例第4条第2号に該当する者は、改正後の第4条の規定の適用については、同条第2号に該当する者とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(収入証紙に関する条例の一部改正)

4 収入証紙に関する条例(昭和39年神奈川県条例第76号)の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表12の項中「第22条」を「第18条」に改める。

(事務処理の特例に関する条例の一部改正)

5 事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表97の項中(4)から(6)までを削り、同項(7)中「第20条第1項」を「第16条第1項」に改め、同項中(7)を(4)とし、(8)を削り、同項(9)中「第21条第1項」を「第17条第1項」に改め、「又はふぐ加工製品の取扱い等」を削り、同項中(9)を(5)とし、同項(10)中「第22条の2第2項」を「第19条第2項」に改め、同項中(10)を(6)とし、同項(11)中「第23条第1項」を「第21条第1項」に改め、同項中(11)を(7)とし、(12)を削り、同項(13)中「(12まで)」を「(7まで)」に改め、同項中(13)を(8)とする。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

ふぐ処理者の認定制度が全国で平準化され、国内に流通する処理済みのふぐの安全性が確保されることから、ふぐ加工製品の取扱い等の届出に係る規定を削除するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県建築基準条例の一部を改正する 条例

神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第43条第4項中「第110条第2号」を「第107条各号又は脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第280号）第2条の規定による改正前の政令（第51条の3において「旧政令」という。）第108条の3第1項第1号イ及びロ」に改める。

第51条の3第1項及び第2項中「政令」を「旧政令」に改める。

第56条第3項中「第5項から第7項まで」を「第7項から第9項まで」に改め、同条中第7項を第9項とし、第4項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の2項を加える。

4 法第3条第2項の規定により、第52条の6第1項の規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替のうち、当該建築物における当該建築物の用途の変更（当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、同項の規定は、適用しない。

5 法第3条第2項の規定により、第52条の7の規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替のうち、当該建築物における当該建築物の形態の変更（他の建築物の利便その他周囲の環境の維持又は向上のため必要なものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、知事が通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、同条の規定は、適用しない。

別表中42の項を44の項とし、41の項を43の項とし、40の項の次に次のように加える。

41 政令第137条の12第6項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の制限の適用を受けない既存不適格建築物の大規模の修繕等に係る認定申請手数料	2万7,000円
42 政令第137条の12第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査	道路内における建築制限の適用を受けない既存不適格建築物の大規模の修繕等に係る認定申請手数料	2万7,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

建築基準法等の一部改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係の制限の適用を受けない既存不適格建築物の大規模の修繕等に係る認定申請手数料を新設するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県県営上水道条例の一部を改正 する条例

神奈川県県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「浴場用」を「公衆浴場用」に、「むし風呂」を「蒸し風呂」に改め、「及びプール（学校の施設として設けられたものに限る。）」を削る。

第37条第1項中「1箇月」を「1か月」に改め、同項の表を次のように改める。

専用給水装置の給水目的の区分	量水器の区分	料金の種別		
		基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)	
	口径25ミリメートル以下	4立方メートル以下の分	890円	4立方メートルを超え8立方メートル以下の分 20円
				8立方メートルを超え15立方メートル以下の分 153円
				15立方メートルを超え20立方メートル以下の分 164円
				20立方メートルを超え30立方メートル以下の分 220円
				30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 285円
				50立方メートルを超え100立方メートル以下の分 310円
				100立方メートルを超え300立方メートル以下の分 338円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 366円
				1,000立方メートルを超える分 463円 (家事用にあつては、366円)
	15立方メートルを超え20立方メートル以下の分 164円			
	20立方メートルを超え30立方メートル以下の分 220円			

家事用 業務用 一時用	口径30ミ リメートル	10立方メートル以 下の分	1,300円	30立方メートルを超え50立方 メートル以下の分	285円
				50立方メートルを超え100立 方メートル以下の分	310円
				100立方メートルを超え300立 方メートル以下の分	338円
				300立方メートルを超え1,000 立方メートル以下の分	366円
				1,000立方メートルを超える 分	463円 (家事用 にあつ ては、 366円)
	口径40ミ リメートル	30立方メートル以 下の分	6,000円	30立方メートルを超え50立方 メートル以下の分	285円
				50立方メートルを超え100立 方メートル以下の分	310円
				100立方メートルを超え300立 方メートル以下の分	338円
				300立方メートルを超え1,000 立方メートル以下の分	366円
				1,000立方メートルを超える 分	463円 (家事用 にあつ ては、 366円)
	口径50ミ リメートル	50立方メートル以 下の分	11,500円	50立方メートルを超え100立 方メートル以下の分	310円
				100立方メートルを超え300立 方メートル以下の分	338円
				300立方メートルを超え1,000 立方メートル以下の分	366円
				1,000立方メートルを超える 分	463円 (家事用 にあつ ては、 366円)
	口径75ミ リメートル	100立方メートル以 下の分	27,010円	100立方メートルを超え300立 方メートル以下の分	338円
				300立方メートルを超え1,000 立方メートル以下の分	366円
1,000立方メートルを超える 分				463円 (家事用)	

			分	にあつては、 366円)	
	口径100ミリメートル	150立方メートル以下の分	45,030円	150立方メートルを超え300立方メートル以下の分	338円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	366円
				1,000立方メートルを超える分	463円 (家事用にあつては、 366円)
	口径150ミリメートル	350立方メートル以下の分	119,100円	350立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	366円
				1,000立方メートルを超える分	463円 (家事用にあつては、 366円)
	口径200ミリメートル	500立方メートル以下の分	195,460円	500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	366円
				1,000立方メートルを超える分	463円 (家事用にあつては、 366円)
	口径250ミリメートル	800立方メートル以下の分	315,640円	800立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	366円
				1,000立方メートルを超える分	463円 (家事用にあつては、 366円)
	口径300ミリメートル	1,200立方メートル以下の分	489,000円	1,200立方メートルを超える分	463円 (家事用にあつては、 366円)
公衆浴場用	口径300ミリメートル以下	4立方メートル以下の分	890円	4立方メートルを超え8立方メートル以下の分	20円
				8立方メートルを超える分	57円

第39条第1号中「4立方メートル」を「基本水量(第37条第1項に定める各基本料金に係る使用水量の最大値をいう。以下同じ。)の2分の1」に改め、同条第2号中「行なう」を「行う」に、「1箇月をこえ」を「1か月を超え」に、「12立方メートル」を「基本水量の2分の3」に改め、同条第3号中「行

なう」を「行う」に、「こえる」を「超える」に、「1箇月をこえ」を「1か月を超え」に、「12立方メートル」を「基本水量の2分の3」に改める。

第43条中「種類」の次に「又は量水器の口径」を加え、「新しい」を「新しい」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(水道料金に関する経過措置)

2 改正後の神奈川県県営上水道条例（以下「新条例」という。）第37条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年9月30日までの間における水道料金は、1か月につき附則別表第1により計算して得た額とその額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条第1号の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税率等」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）との合計額とする。この場合において、令和7年3月31日までの間、プール（学校の施設として設けられたものに限る。）の用に供するものに対する新条例第4条の規定の適用については、なお従前の例による。ただし、消費税が免除されることとなる給水に係る水道料金は、附則別表第1により計算して得た額とする。

3 前項の場合において、新条例第37条第2項及び第39条の規定の適用については、同項中「前項の表」とあるのは「神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第 号。以下「改正条例」という。）附則別表第1」と、同条中「第37条第1項」とあるのは「改正条例附則第2項」とする。

4 新条例第37条第1項の規定にかかわらず、令和7年10月1日から令和8年9月30日までの間における水道料金は、1か月につき附則別表第2により計算して得た額とその額に消費税率等を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）との合計額とする。ただし、消費税が免除されることとなる給水に係る水道料金は、附則別表第2により計算して得た額とする。

5 前項の場合において、新条例第37条第2項及び第39条の規定の適用については、同項中「前項の表」とあるのは「神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第 号。以下「改正条例」という。）附則別表第2」と、同条中「第37条第1項」とあるのは「改正条例附則第4項」とする。

6 施行日以後最初に行われる使用水量の点検に係る水道料金の計算についての附則別表第1の規定の適用、令和7年10月1日以後最初に行われる使用水量の点検に係る水道料金の計算についての附則別表第2の規定の適用及び令和8年10月1日以後最初に行われる使用水量の点検に係る水道料金の計算についての新条例第37条第1項の規定の適用については、神奈川県公営企業管理者が定めるところによる。

(届出の義務に関する特例)

7 この条例による給水目的の種類の変更については、神奈川県県営上水道条例第33条の規定は、適用しない。

附則別表第1

		料金の種別
専用給水装置の給	量水器の	

水目的の 区分	区分	基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)		
	口径25ミ リメートル 以下	4立方メートル以 下の分	846円		
			4立方メートルを超え8立方 メートル以下の分	19円	
			8立方メートルを超え15立方 メートル以下の分	145円	
			15立方メートルを超え20立方 メートル以下の分	156円	
			20立方メートルを超え30立方 メートル以下の分	209円	
			30立方メートルを超え50立方 メートル以下の分	271円	
			50立方メートルを超え100立 方メートル以下の分	295円	
			100立方メートルを超え300立 方メートル以下の分	321円	
			300立方メートルを超え1,000 立方メートル以下の分	348円	
	1,000立方メートルを超える 分	440円 (家事用 にあっ ては、 348円)			
	口径30ミ リメートル	10立方メートル以 下の分	1,236円	10立方メートルを超え15立方 メートル以下の分	145円
				15立方メートルを超え20立方 メートル以下の分	156円
				20立方メートルを超え30立方 メートル以下の分	209円
				30立方メートルを超え50立方 メートル以下の分	271円
				50立方メートルを超え100立 方メートル以下の分	295円
100立方メートルを超え300立 方メートル以下の分				321円	
300立方メートルを超え1,000 立方メートル以下の分				348円	
1,000立方メートルを超える 分				440円 (家事用	

家事用 業務用 一時用	口径40ミ リメートル	30立方メートル以 下の分	5,704円	分	にあっ ては、 348円)
				30立方メートルを超え50立方 メートル以下の分	271円
				50立方メートルを超え100立 方メートル以下の分	295円
				100立方メートルを超え300立 方メートル以下の分	321円
				300立方メートルを超え1,000 立方メートル以下の分	348円
	1,000立方メートルを超える 分	440円 (家事用 にあっ ては、 348円)			
	口径50ミ リメートル	50立方メートル以 下の分	10,934円	50立方メートルを超え100立 方メートル以下の分	295円
				100立方メートルを超え300立 方メートル以下の分	321円
				300立方メートルを超え1,000 立方メートル以下の分	348円
				1,000立方メートルを超える 分	440円 (家事用 にあっ ては、 348円)
	口径75ミ リメートル	100立方メートル以 下の分	25,682円	100立方メートルを超え300立 方メートル以下の分	321円
				300立方メートルを超え1,000 立方メートル以下の分	348円
				1,000立方メートルを超える 分	440円 (家事用 にあっ ては、 348円)
	口径100ミ リメートル	150立方メートル以 下の分	42,814円	150立方メートルを超え300立 方メートル以下の分	321円
				300立方メートルを超え1,000 立方メートル以下の分	348円
				1,000立方メートルを超える 分	440円 (家事用 にあっ ては、 348円)

	口径150ミリメートル	350立方メートル以下の分 113,242円	350立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 348円	440円 (家事用にあつては、348円)
			1,000立方メートルを超える分	
	口径200ミリメートル	500立方メートル以下の分 185,846円	500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 348円	440円 (家事用にあつては、348円)
			1,000立方メートルを超える分	
口径250ミリメートル	800立方メートル以下の分 300,116円	800立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 348円	440円 (家事用にあつては、348円)	
		1,000立方メートルを超える分		
	口径300ミリメートル	1,200立方メートル以下の分 464,950円	1,200立方メートルを超える分	440円 (家事用にあつては、348円)
公衆浴場用	口径300ミリメートル以下	4立方メートル以下の分 846円	4立方メートルを超え8立方メートル以下の分 19円	57円
			8立方メートルを超える分	

附則別表第2

専用給水装置の給水目的の区分	量水器の区分	料金の種別	
		基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)
			4立方メートルを超え8立方メートル以下の分 20円
			8立方メートルを超え15立方メートル以下の分 149円
			15立方メートルを超え20立方メートル以下の分 160円
			20立方メートルを超え30立方メートル以下の分 215円

家事用	口径25ミリメートル以下	4立方メートル以下の分	868円	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	278円
				50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	302円
				100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	330円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	357円
				1,000立方メートルを超える分	452円 (家事用にあつては、357円)
	口径30ミリメートル	10立方メートル以下の分	1,268円	10立方メートルを超え15立方メートル以下の分	149円
				15立方メートルを超え20立方メートル以下の分	160円
				20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	215円
				30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	278円
				50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	302円
				100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	330円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	357円
	1,000立方メートルを超える分	452円 (家事用にあつては、357円)			
	口径40ミリメートル	30立方メートル以下の分	5,852円	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	278円
				50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	302円
100立方メートルを超え300立方メートル以下の分				330円	
300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分				357円	
1,000立方メートルを超える分				452円 (家事用)	

業務用 一時用	口径50ミ リメートル	50立方メートル以 下の分	11,216円	分	にあっ ては、 357円)
				50立方メートルを超え100立 方メートル以下の分	302円
				100立方メートルを超え300立 方メートル以下の分	330円
				300立方メートルを超え1,000 立方メートル以下の分	357円
					452円 (家事用 にあっ ては、 357円)
	口径75ミ リメートル	100立方メートル以 下の分	26,346円	100立方メートルを超え300立 方メートル以下の分	330円
				300立方メートルを超え1,000 立方メートル以下の分	357円
				1,000立方メートルを超える 分	452円 (家事用 にあっ ては、 357円)
	口径100ミ リメートル	150立方メートル以 下の分	43,922円	150立方メートルを超え300立 方メートル以下の分	330円
				300立方メートルを超え1,000 立方メートル以下の分	357円
				1,000立方メートルを超える 分	452円 (家事用 にあっ ては、 357円)
	口径150ミ リメートル	350立方メートル以 下の分	116,170円	350立方メートルを超え1,000 立方メートル以下の分	357円
				1,000立方メートルを超える 分	452円 (家事用 にあっ ては、 357円)
	口径200ミ リメートル	500立方メートル以 下の分	190,654円	500立方メートルを超え1,000 立方メートル以下の分	357円
				1,000立方メートルを超える 分	452円 (家事用 にあっ ては、

				357円)	
	口径250ミリメートル	800立方メートル以下の分	307,878円	800立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	357円
				1,000立方メートルを超える分	452円 (家事用にあつては、357円)
	口径300ミリメートル	1,200立方メートル以下の分	476,974円	1,200立方メートルを超える分	452円 (家事用にあつては、357円)
公衆浴場用	口径300ミリメートル以下	4立方メートル以下の分	868円	4立方メートルを超え8立方メートル以下の分	20円
				8立方メートルを超える分	57円

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

水需要の減少を背景に水道料金収入が減少する中、将来にわたる持続可能な水道事業を実現するため、水道料金の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県営横内団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 小雀・明誠特定建設工事共同企業体
代表者 小雀建設株式会社
代表取締役 小 泉 和 雄
- 2 請負契約金額 11億2,985万1,800円

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県営横内団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県営横内団地公営住宅新築工事（1期－建築－第2工区）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社渡辺組
代表取締役 渡 邊 一 郎
- 2 請負契約金額 11億6,334万3,060円

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県営横内団地公営住宅新築工事（1期－建築－第2工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県営横内団地公営住宅新築工事（1期－建築－第3工区）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 亀井工業・大勝建設特定建設工事共同企業体
代表者 亀井工業株式会社
代表取締役 亀 井 信 幸
- 2 請負契約金額 8億9,947万6,600円

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県営横内団地公営住宅新築工事（1期－建築－第3工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県営横内団地公営住宅新築工事（1期－建築－第4工区）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 中鉢・レーベンホームビルド特定建設工事共同企業体
代表者 中鉢建設株式会社
代表取締役 中 鉢 悟

- 2 請負契約金額 7億4,334万2,600円

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県営横内団地公営住宅新築工事（1期－建築－第4工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

特定事業契約の変更について

令和2年3月23日定県第173号をもって議決を経た体育センター等の特定事業契約を次のとおり変更するものとする。

- 1 契約者名 藤沢市村岡東一丁目5番8号
神奈川スポーツコミュニケーションズ株式会社
代表取締役 高木 洋
- 2 原契約金額 222億8,793万9,056円
- 3 変更契約金額 221億2,496万1,054円

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

特定事業契約に基づく維持管理費用等の物価変動による改定に伴い、体育センター等の特定事業契約を変更したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提案するものであります。

特定事業契約の変更について

令和2年3月23日定県第174号をもって議決を経た自動車運転免許試験場整備等事業の特定事業契約を次のとおり変更するものとする。

- 1 契約者名 横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番地2
神奈川DLCパートナーズ株式会社
代表取締役 川村 彰
- 2 原契約金額 197億6,630万6,643円
- 3 変更契約金額 196億5,248万3,318円

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

特定事業契約に基づく維持管理費用等の物価変動による改定に伴い、自動車運転免許試験場整備等事業の特定事業契約を変更したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提案するものであります。

不動産の処分について

次の土地を売却するものとする。

- 1 土地
(1) 所在地 相模原市緑区大島字上台1121番44ほか19筆
(2) 地積 45,736.77平方メートル
(3) 地目 学校用地ほか
- 2 売却金額 6億4,846万7,922円
- 3 売却の相手方 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
市長 本村 賢太郎

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

相模原市に売却したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

建設事業等に対する市町負担金について

県で実施する建設事業等に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。

既定の負担額を変更するもの

事業名	市町名	既定額	変更額
農村振興総合整備事業	綾瀬市	2,500 ^{千円}	1,250 ^{千円}
農道整備事業	小田原市	69,080	68,959
〃	湯河原町	13,200	11,440
農地保全事業	小田原市	6,642	1,475
湛水防除事業	小田原市	17,927	10,347
〃	大井町	1,433	827
県営漁港整備事業	三浦市	4,900	6,637
相模川流域下水道事業	相模原市	330,571	239,869
〃	平塚市	147,124	106,747
〃	藤沢市	10,055	7,291
〃	茅ヶ崎市	113,233	82,169
〃	厚木市	147,074	106,697
〃	伊勢原市	22,345	16,209
〃	海老名市	79,153	57,430
〃	座間市	57,290	41,564
〃	綾瀬市	15,705	11,393
〃	寒川町	37,715	27,351
〃	大磯町	14,882	10,793
〃	愛川町	31,777	23,044
酒匂川流域下水道事業	小田原市	146,426	87,242
〃	秦野市	2,248	1,339
〃	南足柄市	38,374	22,744
〃	二宮町	10,388	6,180
〃	中井町	7,646	4,538
〃	大井町	8,429	5,038
〃	松田町	4,939	2,941
〃	山北町	9,248	5,514

〃	開成町	17,269	10,236
〃	箱根町	339,162	294,130
相模川流域下水道管理事業	相模原市	3,896,524	2,918,035
〃	平塚市	1,606,373	1,187,852
〃	藤沢市	65,993	48,220
〃	茅ヶ崎市	1,653,394	1,299,210
〃	厚木市	1,521,140	1,117,252
〃	伊勢原市	230,393	176,024
〃	海老名市	960,452	730,210
〃	座間市	616,018	458,380
〃	綾瀬市	179,355	136,837
〃	寒川町	278,789	210,762
〃	大磯町	68,575	41,759
〃	愛川町	156,774	100,058
酒匂川流域下水道管理事業	小田原市	2,058,485	1,800,270
〃	秦野市	31,948	26,920
〃	南足柄市	398,762	341,374
〃	二宮町	137,479	116,401
〃	中井町	85,592	72,592
〃	大井町	141,699	126,864
〃	松田町	76,693	65,875
〃	山北町	135,684	113,794
〃	開成町	197,371	171,316
〃	箱根町	125	124

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

(提案理由)

県の行う建設事業等で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第6項、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものであります。

債権の放棄について

次の債権を放棄するものとする。

1 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

債務者名	住 所	債権の総額	放 棄 額	放棄する理由
■■■■■	■■■■■	382,304 ^円	382,304 ^円	債務者の死亡 及び相続人の 相続放棄
計 1 名		382,304	382,304	

2 中小企業高度化資金貸付金返納に係る延納利息

債務者名	住 所	債権の総額	放 棄 額	放棄する理由
平塚市東豊田工業団地協 同組合 代表理事 佐藤 成行	平塚市東豊田480番57	21,038,036 ^円	21,038,036 ^円	県の実質的な 債権額が取立 てに要する費 用に満たない ため
計 1 名		21,038,036	21,038,036	

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金等の2債権を放棄したいので、地方自治法第96条第1項の規定により提案するものであります。

訴訟の提起について

神奈川県は、次のとおり県営住宅の不適正居住者に対する建物明渡等請求の訴訟（上訴を含む。）をなすものとする。

- 1 件 名 県営住宅の不適正居住者に対する建物明渡等請求事件
- 2 訴訟の相手方

建物明渡等を請求する県営住宅	住 所	氏 名
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

- 3 請 求 内 容 県営住宅の明渡し及び損害金支払請求

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営住宅の不適正居住者に対し、建物の明渡し及び損害金支払請求の訴訟を提起したいので提案するものであります。

